

茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の安全性を確保し、災害に強いまちづくりの推進及びブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去工事及び撤去工事に伴う新設工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する塀及び門柱並びに一体となる構造物のうち、道路面からの高さが1.2メートルを超えるもので、市長がブロック塀の診断カルテ（一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会が作成したものをいう。）により安全であると判定されたもの以外のものをいう。
- (2) 避難路 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 茂原市地域防災計画で定める緊急輸送道路
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条又は道路法（昭和27年法律第180号）第2条（以下「建築基準法等」という。）に規定される道路で、小学校の敷地から半径500m以内にある道路
 - ウ 建築基準法等に規定される道路で、建築物から避難場所等までの避難経路となる道路
- (3) 撤去工事 避難路に面する部分において危険ブロック塀等の全て又は一部を撤去する工事であって、危険ブロック塀等の倒壊による危険がなくなる状態にすることをいう。
- (4) 新設工事 前号に定める撤去工事に付随して、建築基準法に適合する工作物を設置することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内にある避難路に面した危険ブロック塀等の撤去工事及び撤去工事を行った部分に付随して行う新設工事とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 危険ブロック塀等を所有し、又は管理していること。
- （2） 補助対象事業を土地又は建物の販売を目的として行わないこと。
- （3） 市町村税及び国民健康保険税（以下「市町村税等」という。）の滞納がないこと。
- （4） この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- （1） 撤去工事 危険ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額又は撤去工事に要する費用のいずれか少ない額とし、4万円を限度とする。ただし、第2条第2号ア又はイに該当する場合は8万円を限度とする。
- （2） 新設工事 新設工事に要する費用に10分の1を乗じた額とし、4万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事及び新設工事に係る契約を締結する前にブロック塀の点検のチェックポイント（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）別紙1）により調査し、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） ブロック塀の点検のチェックポイント
- （2） 危険ブロック塀等の位置図、配置図、現況写真及び撤去工事の計画図

- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (4) 新設工事の配置図、断面図等の計画図（新設工事を行う場合）
- (5) 申請者に市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (6) 危険ブロック塀等を所有し、又は管理していることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により補助金の交付の可否を決定し、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第9条 市長は、前条の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 申請の内容を変更しようとするとき、又は取り下げようとするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに報告してその指示を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

（申請内容の変更等）

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするとき、又は取り下げようとするときは、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付申請内容変更承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容及び補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により変更又は取下げの承認の可否を決定し、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付申請内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知する。

（着手の届出）

第11条 交付決定者は、補助対象事業に着手しようとするときは、茂原市危険ブロック塀等改善補助金着手届（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 補助対象経費に係る契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(完了の届出)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、茂原市危険ブロック塀等改善補助金完了届（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 撤去工事後の写真

(2) 新設工事の工事中及び完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第13条 交付決定者は、第8条の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに、茂原市危険ブロック塀等改善補助金実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請の内容と相違ないと認めたときは、補助金の額を確定し、茂原市危険ブロック塀等改善補助金確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

(交付請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、通知のあった日の属する年度の3月末日までに、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付請求書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書及び確定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(代理受領)

第16条 第6条の補助金の交付を受けることができる者は、当該補助金の請求及び受領を補助対象事業の施工業者等に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前条の請求書に添えて、当該委任に係る委任状を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(4) その他交付決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、茂原市危険ブロック塀等改善補助金返還命令書（別記第11号様式）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日の翌日から起算して30日以内とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日茂原市告示第48号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用す

ることができる。

附 則（令和2年4月27日茂原市告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日茂原市告示第52号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。